

《令和2年度 児童発達支援事業計画》

① 支援内容を明確に伝え、保護者と共通認識を図る

- (1) 全ての利用児が親子療育から開始し、関係機関からの情報に基づいて、身体・手指の使い方・人との関係性・コミュニケーション力等、実際の活動場面を通して、その子どもの強みと課題を保護者と共有し、療育における支援目標を達成するためのプログラムを共に考える。
- (2) 日頃の療育の様子を連絡ノートや書面での報告だけではなく療育活動の生の写真等を見てより分かりやすく伝える。

② 関係機関との連携

- (1) 並行通園先（幼稚園・保育所）・医療機関との連携、また、理学療法・作業療法・言語療法等の訓練の場に職員が積極的に同席する。
- (2) 関係機関との連携で得た情報をもとに、支援目標が適正であるか、提供している活動内容が適切であるかを意識したサービス提供を行う。

③ 迅速かつ丁寧な対応ができるための体制づくり

- (1) 保護者からのニーズ・関係機関からのニーズを把握し、見極めると共に迅速に対応できることや、そのニーズに適切に対応できるよう職員の資質向上、育成に努める。
- (2) 研修の受講、職場内伝達、療育の振り返りなど職員どうして学べる時間を積極的に作り、質の高い支援の提供に努める。子どもの支援に限らず、保護者支援、子どもが利用している多くの事業所への支援や協力ができる幅の広い職員体制の構築を目指す。

④ 地域に根ざした事業所

- (1) 川辺地域で事業運営を行ってから10年が経過し、つくし園の活動の様子については、地域のご理解、ご協力により、毎月『つくし園だより』を川辺地域に広報させていただいている。今年度は、実際に活動の様子を見てもらうなど、より詳しく知ってもらうために、川辺地区の方々にも参加してもらえるようなイベントを企画し交流を図る。
- (2) 支援の必要な子どもたちの理解と、今後社会の中で生きていく子どもたちを地域で支えていくために、まず第一歩として、つくし園の地元である川辺地区から始めることで、将来の子ども達の育成、保護者支援に尽力する。

